

- 支給対象者**
- 令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける人(戦没者等の妻や父母等)がない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。
- 戦没者等の死亡当時のご遺族で
 - 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
 - 戦没者等の子
 - 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

消費生活センターだより

クーリング・オフを活用しましょう

電話勧誘や訪問販売で契約した後に「キャンセルしたい」と思ったことはありませんか。そんな時はクーリング・オフができるかもしれません。

クーリング・オフとは、不意打ち的な勧誘によって消費者が申し込みや契約をした場合に、冷静に考え直す時間を与え、一定の期間内であれば無条件で申し込みの撤回や契約の解除ができる制度です。特定商取引法では訪問販売、電話勧誘販売、マルチ商法の連鎖販売取引、消費者が販売者となる訪問購入(訪問買い取り)など6つの取引形態でこの制度が設けられています。取引形態によっては期間内であれば、商品を使用していたりサービスを受けたりしていても、支払った代金は全額返金され、商品の返送料は事業者負担で返品できます。

クーリング・オフ期間は取引形態によって、契約書・申込書(法定書面)を受け取った日から8日間または20日間となっています。


クーリング・オフ期間が経過していても、法定書面に法律上の記載不備がある場合や事業者がクーリング・オフを妨害するような行為があるなど、条件によってはクーリング・オフができる場合があります。3千円未満の現金取引や通信販売、健康食品や化粧品など

愛の献血

時・場

8月7日(日) 10:00~12:00、13:00~16:00
大日駅(イオンモール前)ロータリー入口付近
8月21日(日) 10:00~16:00
大日駅(イオンモール前)ロータリー入口付近
主催：守口ライオンズクラブ

問 守口市献血推進協議会事務局(地域福祉課内)
TEL 06-6992-1570



特別弔慰金の申請はお済みですか?

第十一回特別弔慰金の請求期限が近づいています。令和5年3月31日までに、請求してください。

注 請求期限を過ぎると、第十一回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めに請求してください。

第十一回特別弔慰金の概要

特別弔慰金は、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊厳に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づき支給されるものです。第十一回特別弔慰金は、令和2年4月1日を新たな基準日とし、先順位のご遺族お一人に支給されます。

請求期間 令和5年3月31日まで

問 地域福祉課
TEL 06・6992・1570

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより順位が入れ替わります。

4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡当時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限りません。

支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

身近な人とのコミュニケーションを大切に

第1回目(全5回)

自分の気持ちに目を向ける

女性相談で寄せられる相談をもとに、5回に分けて「対話」をテーマに取り上げたいと思います。1回目となる今回は、どのような場面でも必ず影響を与えている「自分自身」についての話です。

どのような相談でも問題となっている状況に必ず影響を与えているものの中に、本人の考え方や感情の状態が挙げられます。相談の多くはすぐに問題解決となるものではありませんが、ただそれらの状況下でも本人の感情や気持ちが落ち着くことで、物事の捉え方が変わり、張り詰めた状態から思い悩む度合いが和らぎ、視野が広がることで改善の糸口が見えてくる場合があります。

実際には諸問題を前にするとさまざまな感情や考えが沸き起こり、心が揺さぶられて精神的に不安定になり物事を考えられない状態になることがあります。それらの感情の中には、上手くいかないのは自分のせい、私がダメな人間なのだと、その状況に陥っている自分を情けなく感じ、自らを罰するように裁いてしまう気持も現れます。大変な状況下で誰よりもご本人自身が自分に対しての厳しい駄目出しを重ねていることはよく見受けられます。

自分の存在を否定し傷つけることは、前に進み生きていこうとする力、生命力を弱めてしまい気力を奪います。もしも気持ちが落ち込んで沈んでしまっても自分で自分を今以上にいじめないで傷つけないことが大切です。

自分との対話は、まずは今の自分の状態に気づき知ること。何をどのように感じていて、考えているのか。それらを良い悪いで判断せずに、ただ素直に感じてもらえない苦しみや悲しみ、頑張りも、一番知っているのは自分自身です。そして、どうしたいのか、どうしてほしいのか、なぜそう思うのか、など自分との対話を深めることで自己への理解が深まり、見失っていた本来の自分の姿が観えてきます。

次回は自身との対話をもう少し深めて、話したいと思えます。

問 人権室 **TEL** 06-6992-1512

心理臨床カウンセラー 中井紀子



どの指定消耗品の使用分などはクーリング・オフができません。

クーリング・オフは発信した時点で効果が生じます。手続きは葉書などの書面に必要事項を書いてコピーをとり業者の本社の代表者宛に特定記録郵便で送ります。令和4年6月1日からは改正特定商取引法により、クーリング・オフ通知の電子化が認められるようになります。電子メール、SNS、USBメモリー、事業者のサイト上のクーリング・オフ専用フォームなどで行う場合やファクスでも可能です。電磁的記録によるクーリング・オフをした場合はプリントアウトやスクリーンショットなどで必ず記録を保存しましょう。クーリング・オフについてわからないことがあれば、消費生活センターに相談してください。

消費生活センター相談専用電話

TEL 06・6998・3600

時 午前9時~午後4時30分(平日のみ)

消費者ホットライン(土・日、祝日)

TEL 局番なし188

時 午前10時~午後4時

平和のつどい

平和のためのパネル展

内 原爆被害写真真など。申し込み不要。

時 8月3日(水)~5日(金)

午前10時~午後4時

場 市役所南エリア1階 105号室

DVDを観る

時 8月4日(木)

午前11時「ヒロシマの記録」(40分間)

午後2時「長崎の記録」(40分間)

場 市役所南エリア1階 104号室

問 人権室

TEL 06・6992・1512

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

内 いじめ、不登校、体罰、児童虐待など子どもの人権問題(相談無料・秘密厳守)

TEL 0120・007・110(子どもの人権110番)

なお、電話相談以外にも、通年インターネットおよびLINE人権相談を受け付けています。


時 8月26日(金)~9月1日(木)まで

午前8時30分~午後7時(受付)

注 8月27日(土)・28日(日)は午前10時~午後5時まで

問 大阪法務局人権擁護部第3課

TEL 06・6942・9492



世界の平和を願い黙祷を

広島に原爆が投下された8月6日午前8時15分と、長崎に原爆が投下された9日午前11時2分に原爆死没者に対し、そして、8月15日終戦記念日の正午には戦没者に対し、冥福と世界の恒久平和を願って、1分間の黙祷を捧げましょう。

問 人権室

TEL 06・6992・1512

終戦記念慰霊祭

守口市遺族会は、先の大戦で亡くなられた人の霊を慰め、終戦記念日に新たな平和の願いを込めて、次のとおり終戦記念慰霊祭を行います。

時 8月15日(月)午前8時(集合：午前7時30分)

場 大枝公園内慰霊碑前

注 式典に見合った服装でご列席ください。

問 守口市遺族会

TEL 090・1711・7293

問 地域福祉課

TEL 06・6992・1570

